

文京区補助金等チェックシート

所属 福祉部障害福祉課

1 補助金の名称等

28年度調査

補助金の名称	文京区藤の木荘施設整備費補助金								
根拠規定等	27文福障第3021号								
創設年月	平成	28	年	3	月	経過年数 〔自動計算〕	0年	終了予定年月	H29.3
直近の見直し年月			年		月	経過年数 〔自動計算〕			
見直しの内容									
予算科目	款	項	目	大事業	中事業	実施計画事業番号			
	05 民生費	03 心身障害者 福祉費	01 心身障害者 福祉事業費	15 心身障害者(児)自 立生活訓練施設運営 事業等委託	01 心身障害者(児)自 立生活訓練施設運営 事業等委託				
補助金の種別	<input type="checkbox"/> 奨励的補助 <input type="checkbox"/> 施設運営補助 <input type="checkbox"/> 扶助的補助 <input checked="" type="checkbox"/> 投資的補助 <input type="checkbox"/> 利子補給								

2 補助金の概要

補助目的	短期保護事業及び自立生活支援事業の内容変更に伴い、事業を委託している社会福祉法人文京槐の会施設(文京藤の木荘)の施設整備に係る費用を補助する。								
補助事業等の内容	文京藤の木荘整備事業(①短期保護事業の定員拡大並びに障害児及び強度行動障害者(児)の対応のための活動室の整備、②短期保護事業等における入浴利用の際のプライバシー保護のための機械浴槽室の移設)に要する費用を補助する。								
補助対象経費の内容	施設整備工事費								
補助事業者等	<input type="checkbox"/> 区民 <input type="checkbox"/> 地域活動団体 <input type="checkbox"/> NPO(特定非営利活動団体) <input checked="" type="checkbox"/> 事業者 <input type="checkbox"/> その他								
	〔特定の相手方に補助している場合は具体的に記入〕 社会福祉法人文京槐の会								
補助金の算出	<input type="checkbox"/> 定率 (補助率) <input type="checkbox"/> 定額 (補助額)								
	<input type="checkbox"/> 補助単価 (補助単価 単位 日) <input type="checkbox"/> 規定なし <input checked="" type="checkbox"/> その他								
	〔その他の場合は具体的に記入〕 施設整備に要した費用と補助限度額(5,359,000円)とを比較していずれか少ない額 〔定額又は補助単価の場合は金額設定の考え方を具体的に記入〕								
公募の状況	非公募								
実績報告書時における用途の確認方法	<input type="checkbox"/> 領収書(写し) <input checked="" type="checkbox"/> 契約書 <input type="checkbox"/> 決算書 <input checked="" type="checkbox"/> 成果物 <input type="checkbox"/> その他 ()								
補助・単独の状況	<input type="checkbox"/> 区単独		負担割合	区	1/2	国	都	1/2	補助対象者
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助(区上乗せ無し) <input type="checkbox"/> 補助(区上乗せ有り)		上乗せの内容・理由						

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	施設整備の内容は障害児や行動障害のある利用者への対応や入浴介助の際のプライバシー保護の観点からの改修であり、区民ニーズに適合している。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	障害福祉事業の充実につながるため、区の政策に合致する。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	区委託事業の内容変更に伴う工事のため、区の負担で行うべきものである。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	動坂福祉会館の閉館に伴い、動坂福祉会館利用者を藤の木荘で受け入れることになるため、施設整備をせず事業内容を変更する場合、事故発生のリスクが高くなる。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	C	
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	C	
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	区の委託事業の内容変更により、法人建物の工事を行うものであり、代替案はない。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	事業の安定的な運営が図られる。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	障害児の受入れ等をスムーズに行うことができ、事故を発生するリスクを軽減できる。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	A	事業内容の充実は家族等への支援にもつながっている。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか	A	適正な内容であり、法令等への抵触はない。
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか	A	対象法人は事業の委託先であり、補助目的と合致する。
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か	A	書類の提出及び現場確認により使途を明確にしている。

4 交付実績

(件、千円)

項目	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(決算)	28年度(予算)
交付(見込み)件数	-	-	-	1
決算(予算)額	-	-	-	5,359
国庫支出金				0
都支出金				2,679
その他				0
一般財源				2,680
28年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	社会福祉法人文京槐の会			

5 課題及び今後の方向性

事業の内容変更に伴う施設整備に係る補助のため、28年度のみの実施である。